



令和5年12月22日 14:00
資料配布

兵庫陸運部 監査部門

路線バス事業者に対する警告について

この度、下記の一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス事業者）に対して監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより文書による警告を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名

事業者名：神戸市（法人番号：9000020281000）
営業所名：落合営業所（兵庫県神戸市須磨区東落合1丁目1番5号）

2. 詳細

監査の実施日 令和5年11月1日（水）

監査の端緒

令和5年1月18日に、病院前（しあわせの村）発貿易センター前行きの路線バスが山麓バイパスひよどりインターを誤って30m程度通過し停車した後、分岐路まで後退させたとして、当該事業者から報告を受けたことを端緒に監査を実施。

行政処分等

令和5年12月22日付け、近畿運輸局長名による警告

違反内容及び違反条項

運転者に対する指導及び監督が不適切であった。

〔運転者に対する指導監督義務違反〕

（道路運送法第27条第3項）（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

配布先
兵庫県政記者クラブ

問い合わせ先
神戸運輸監理部 兵庫陸運部 監査部門 担当：草野、真野 （電話）078-453-1105